

# 横手市週休2日制工事に関する森林整備運用

令和8年4月1日  
横手市農林部

横手市週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、森林整備運用を次のとおり定める。

## 要綱第2条関係（定義）

### 1 要綱第2条（1）の「週休2日」は、次により区分される。

- ① 完全週休2日（土日）対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1週間とは月曜日から日曜日までの期間を基本とする。  
なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に現場閉所ができない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（現場閉所率28.5%）以上を達成しているものとみなす。
- ③ 通期の週休2日対象期間において、土日に限定せず、4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

### 2 要綱第2条（1）、（3）の「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。なお、次の①～③の期間は除く。

- ① 対象期間に7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇として3日間、年末年始を含む工事では年末年始休暇として6日間
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工場全体を一時中止している期間

### 3 要綱第2条（3）の「週休2日交替制」は、次により区分される。

- ① 完全週休2日交替制対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保し、休日率を28.5%（2日/7日）以上にする取組。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているものとみなす。
- ② 月単位の週休2日交替制対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保し、全ての月で休日率を28.5%（8日/28日）以上にする取組
- ③ 通期の週休2日交替制対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保し、休日率を28.5%（8日/28日）以上にする取組

## 要綱第3条関係（休日）

- 1 要綱第3条第1項の「休日」とは、施工計画書で定めた休日計画に基づく休日のことを意味する。
- 2 要綱第3条第1項の「現場代理人等」とは、施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者のことを意味する。
- 3 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書（様式1-1参照）に勤務状況確認表（様式1-2参照）を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

対象期間の最終週が1週間に満たない場合について、工事の完成をもって当該週の作業が終了することから、工事完成日以降を休日として扱う。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

#### 4 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書（様式2-1参照）に休日状況確認表（様式2-2参照）を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

対象期間の最終週が1週間に満たない場合について、工事の完成をもって当該週の作業が終了することから、工事完成日以降を休日として扱う。

なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

#### 要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

##### 1 次の工事については、対象外とする。

（1）現場工事が4週間未満と見込まれる工事

（2）設計額が横手市契約規則に定める随意契約の限度額以下の工事

##### 2 発注者は、対象外工事を除く全ての工事について、完全週休2日（土日）の週休2日制工事により発注することを原則とする。なお、ここでの「工事」には、森林整備関係業務委託（植栽、保育等）も含むものとする。

##### 3 受注者は、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の取組について、工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議するものとする。（通期の週休2日は必須）

##### 4 現場閉所を行うことが困難な工事については、完全週休2日交替制工事により発注することを原則とする。この場合、受注者は、完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議するものとする。（通期の週休2日交替制は必須）

##### 5 発注者は、週休2日制工事とする場合は、特記仕様書及び条件明示書に、週休2日制工事であること（週休2日又は週休2日交替制）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。

##### 6 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制及び週休2日交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び週休2日交替制を実施することが困難又は不適切であると発注者が判断した場合とする。

#### 要綱第5条関係（工期変更）

##### 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。

##### 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

#### 要綱第6条関係（その他）

##### 【工事費の積算に関すること】

##### 1 森林整備における積算は、「秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用」に準ずるものとする。

##### 【その他】

##### 1 余裕を持った工期設定を行うこと。

##### 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、週休2日を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

- 3 各種参考様式（1-1、1-2、2-1、2-2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。
- 4 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示等を行ってはならない。

附 則（令和6年9月30日農林第758号）  
この運用は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日農林第1553号）  
この運用は、令和8年4月1日から施行する。

## 特記仕様書 ※記載例

第1編 共通編 第1章 総則 1-3 週休2日制工事の対象	完全週休2日(土日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、横手市週休2日制工事（完全週休2日（土日））である。</li> <li>・受注者は、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の取組について、工事着手前に発注者と協議するものとする。</li> <li>・実施にあたっては、「横手市週休2日制工事実施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する森林運用」に基づいて行うものとする。</li> </ul>
	完全週休2日交替制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、横手市週休2日制工事（完全週休2日交替制）である。</li> <li>・受注者は、完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に発注者と協議するものとする。</li> <li>・実施にあたっては、「横手市週休2日制工事実施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する森林運用」に基づいて行うものとする。</li> </ul>

## 条件明示書 ※記載例

2. 週休2日制工事における補正	完全週休2日(土日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は週休2日を推進するため、完全週休2日（土日）により工事を実施することを前提として、経費の補正を行っている。なお、補正係数については、「秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用」に準ずるものとする。</li> <li>・工期内において、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に補正係数の見直しを行う。</li> </ul>
	完全週休2日交替制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、週休2日を推進するため、完全週休2日交替制により工事を実施することを前提として補正を行っている。なお、補正係数については、「秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用」に準ずるものとする。</li> <li>・工期内において、完全週休2日交替制が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に補正係数の見直しを行う。</li> </ul>